

長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名 長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務

(2) 業務内容 仕様書による

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

(4) 予算限度額 500,979,000円を上限とする。

ただし、実施設計及び制作・施工それぞれの上限内訳を以下のとおりとする。

・実施設計 24,779,000円(消費税相当額を含む)

・制作・施工 476,200,000円(消費税相当額を含む)

(5) 業務規模 延べ面積 1,000㎡程度

(6) 業務実施の条件

ア 本業務の受託者としての条件は、2015年4月以降に展示面積1,000㎡以上の博物館又は資料館の常設展示に関する実施設計及び制作施工について、元請けとして1回以上契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

イ ア記載と同種の業務実績が1件以上ある主任担当者を1名、また一級建築士の資格を有するものを1名配置すること。

※ 共同事業体の場合は公告文を参照すること。

(7) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定を含む）

	内容	日時
参加表明書等の提出	参加表明書等の提出期限	令和7年4月4日（金）正午必着
	公募型プロポーザル参加資格確認通知の発送	令和7年4月7日（月）
	説明書等に対する質問の受付期間（参加表明書等に関するものに限る。）	公告日から令和7年4月14日（月）午後5時30分 まで
	質問に対する回答	令和7年4月18日（金）
提案書等の提出	提案書等の受付開始	令和7年4月7日（月）
	現地確認・説明	4月上旬、要望に応じて対応します。
	提案書等の提出期限	令和7年5月7日（水）正午必着
	ヒアリングへの参加要請等通知の発送	令和7年5月8日（木）※要調整
	審査（書類・ヒアリング）	令和7年5月12日（月）
	決定・非決定通知の発送	令和7年5月13日（火）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成して下さい。

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）
- イ 担当者連絡先（様式ア）

(2) 提出期限

令和7年4月4日（金）正午まで必着

(3) 提出場所

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎市原爆被爆対策部平和推進課
電子メールアドレス heiwa@city.nagasaki.lg.jp

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年4月7日（月）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式キ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年4月14日（月）17時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎市原爆被爆対策部平和推進課

電話 095-844-9923 / ファクシミリ 095-846-5170

電子メールアドレス heiwa@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年4月18日（金）17時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ク）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	備考
1	提案書	第4号様式	代表者印を押印のうえ、5の文書と併せて提出すること
2	組織調書	様式イ	
3	業務実績調書	様式ウ	業務等の概要欄に平米数を記載すること。 契約書の写しなど実績の確認できる書類を添付すること。

	書類名	様式	備考
4	配置予定者調書	様式エ	資格等の確認できる書類を添付すること。
5	実施方針	様式カまたは任意	業務の目的、業務内容についての見解、業務実施にあたっての方針など具体的に記入すること。
6	業務工程表	任意	業務ごとに必要なタスクとその作業期間を記載したスケジュールを作成すること。
7	実施体制図	任意	業務工程に記載のタスクに応じた業務全体の実施体制、連絡体制図を緊急対応も含め作成すること。
8	提案内容	任意	<p>以下の項目を見出しとし、それぞれ要点をおさえた簡潔なものを作成すること。</p> <p>(1) 全体概要・パース (2) デザインコンセプト・概要 (3) 導入機材リスト・概要 (4) 3つの象徴展示の見せ方のアイデア (5) デジタル技術の活用 (6) 初来館者への配慮・学習機能の充実 (7) 維持管理手法 (8) 施工中の来館者への配慮 (9) コスト管理、人手不足への対応 (10) その他創意工夫</p> <p>・資料「長崎原爆資料館展示更新基本計画」「長崎原爆資料館展示更新基本設計」に掲げる展示の方針に沿って、長崎市の現状を踏まえた上で提案すること。ただし、同基本設計に掲載しているイメージ図については、機能配置の考え方を示したものであり、建築物のデザインや形状を固定化しているものではない。</p>
9	参考見積	様式オまたは任意	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額を超える場合は審査の対象としない。 ・設計業務、制作施工業務、消費税等及び合計を記入し、値引きやマイナス計上の項目は設けないこと。 ・明細表を添付すること

(2) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(3) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを8部（うち1部は会社名あり、7部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容はマスキングを行うこと。

(4) 提出期限

令和7年5月7日（水）17時30分【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(5) 提出場所

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎市原爆被爆対策部平和推進課
電話 095-844-9923 / ファクシミリ 095-846-5170

(6) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

8 ヒアリング

(1) 実施日

令和7年5月12日（月）

※ 詳細については別途、ヒアリング予定表（様式ケ）にて通知する。

(2) 持ち時間

説明30分以内及び質疑応答30分程度 計60分程度

(3) 出席者

説明者は、当該業務に従事予定の主任担当者と併せ2名以上、合計5名以内とし、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者においてご用意ください。ただし、プロジェクター及びスクリーン（モニターの場合あり）は本市で用意します。

9 受託候補者の決定のための基準

受託候補者を決定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとし、採点に参加した審査委員の合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

また、複数者の合計点が同点となった場合は、見積金額が安価である業者を選定する。

さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を決定する。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎市原爆被爆対策部平和推進課

電話 095-844-9923 / ファクシミリ 095-846-5170

電子メールアドレス heiwa@city.nagasaki.lg.jp

長崎市ホームページ

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/792100/792120/p029369.htm>